

授業料及び入学金について

1 金額について

本校は、シアトル地区進出企業団体「シアトル日本商工会（春秋会）」により設立運営されている学校です。そのため、保護者がシアトル日本商工会（春秋会）会員の登録者であるかどうかによって授業料及び入学金の金額に違いが生じます。なお、月額授業料は年間授業料の総額を12等分した金額です。

	月額授業料		入学金	
		商工会 登録会員		商工会 登録会員
幼稚園	\$ 195	\$ 175	\$ 250	\$ 150
小学1年～中学3年	\$ 180	\$ 160		
高校1年～高校3年	\$ 205	\$ 185		

2 徴収について

- 年間授業料の総額を12等分し、毎月月額授業料をシアトル日本商工会(Japan Business Association of Seattle)の名前で銀行口座から自動引き落としします。
- 自動引き落としを行うため、入学手続き時に「AUTHORIZATION AGREEMENT FOR AUTOMATED BILLING」P31(様式P-4)を提出していただきます。
- 編入学者の入学金及び初回の授業料はチェックでお願いします。2回目の授業料から銀行引き落としとなります。
- 原則として毎月1日に授業料を引き落とします。ただし、1日が土曜・日曜にあたる月は翌月曜の引き落としとなります。
- 休学または一時帰国等で、授業を休んだ場合も授業料は発生します。
- 退学届P40(様式P-9)や授業料自動引落とし停止届P49(様式P-16)の提出をもって、授業料の自動引き落としを停止します。
退学の場合は退学届P40(様式P-9)を第二土曜日までにお願いします。
※卒園・卒業し進学しない場合は、授業料自動引落とし停止届P49(様式P-16)の提出を当該年度の3月第2土曜日までに提出してください。
※書類の提出は、年度内のものに限りします。

3 滞納・未納について

- 授業料及び学校にかかわる諸経費納入の滞納があった場合、学校への登校を停止したり退学処分となります。処分後であっても、対象の金額及びそれにかかる手数料は免除できません。

4 授業料の返還について

- 退学届を学校が受理した日または最終在籍日のいずれか遅い日に属する月までの授業料は返還できません。ただし、当月中に退学届が受理されたにもかかわらず翌月の授業料が銀行引き落としされた場合にのみ、翌月分の授業料を返還いたします。

※シアトル日本商工会（春秋会）会員について

- シアトル日本商工会（春秋会）会則で定められた普通会員・準会員・個人会員・遠隔地会員の団体において、その団体がシアトル日本商工会会員として登録している保護者の子弟に、シアトル日本商工会登録会員の授業料及び入学金が適用されます。
- 保護者が新たにシアトル日本商工会に会員登録された場合には、会員登録された翌月からシアトル日本商工会登録会員扱いの授業料とします。入学金については、保護者説明会当日の時点で会員登録されている家庭において会員扱いといたします。（新たに、シアトル日本商工会（春秋会）の会員に登録された場合、説明会后については差額の返金はいたしません。）
- 保護者がシアトル日本商工会会員登録を抹消された場合は、抹消された翌月からシアトル日本商工会非会員扱いの授業料とします。
- 会員登録の変更がありましたら、速やかに「住所・名前、電話・勤務先・会員・I-94・国籍・メールアドレス等変更届」P39(様式P-8)をご提出ください。